

緊急風しん対策事業（風しんの追加的対策）について

1 風しん及び先天性風しん症候群（CRS）の概要

- (1)風しんは、5類感染症（全数把握疾患）に分類されており、風しんを診断した医師は最寄りの保健所に直ちに届け出ることが感染症法等により規定されている。
- (2)妊婦が風しんに感染すると、胎児に感染し、難聴や白内障、先天性心疾患等の障害をもった乳児が生まれる可能性がある（先天性風しん症候群）。
- (3)風しんを予防するには、予防接種による風しんに対する免疫を獲得するのが唯一の方法。

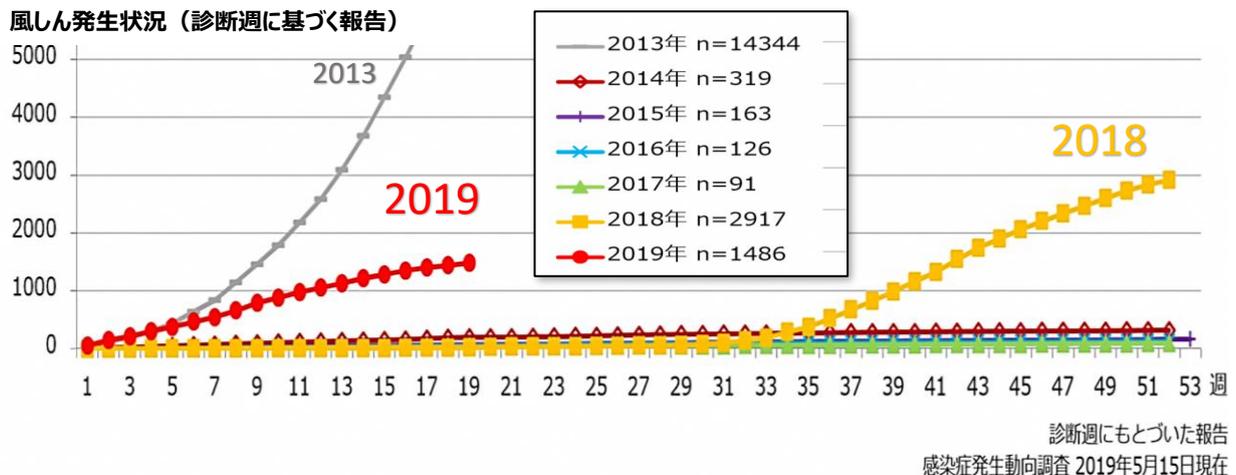
2 風しんの発生状況

- (1)2018年の風しん患者累積報告数は2,917人となり、特に関東地方を中心に流行した。2019年においても5月までにすでに1,486人の報告があり、十分な警戒が必要である。
- (2)熊本市の状況
2018年9人の風しんの発生（検査実施数：29例）
医師からの風しん疑い報告を受け、詳細調査及び環総研に検査検体を搬送してPCR検査を実施
※風しん患者発生時は患者の行動調査を行い、接触者の健康観察を実施
- (3)前回の流行では、全国で45人のCRS患者が発生しており、今回の流行では2人の同患者が発生。

風しん発生届出数（※2018年は暫定値。2019年は5月15日までの暫定値。）

		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
風しん	熊本市	1	3	18	0	0	0	0	9	0
	熊本県	2	5	65	0	0	1	2	14	4
	全国	378	2,386	14,344	319	163	126	91	2,917	1,486
CRS	全国	1	4	32	9	0	0	0	0	2

風しん発生状況（診断週に基づく報告）



3 風しん対策の概要

(1)妊娠を希望する女性等を対象とした対策

① 風しん抗体検査事業

平成26年（2014年）9月から、市内在住の妊娠を希望する女性やその配偶者などの同居者及び風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者を対象として、市内の医療機関において無料で抗体検査を実施（感染症対策課で受診券を発行）。

平成30年度（2018年度）は、1,904人が受検。

② 風しん予防接種助成事業

平成26年（2014年）9月から、①の事業で風しんの抗体が低いと判断された者等を対象として上限を4,000円として補助。

平成30年度（2018年度）は、1,125人分を助成。

(2)風しんの追加的対策

平成30年（2018年）からの風しん流行をうけて、これまで定期予防接種を受ける機会がなく抗体保有率の低い**成人男性（昭和37年（1962年）4月2日～昭和54年（1979年）4月1日に生まれた男性）**に対して、無料で抗体検査及び予防接種（風しんの第5期定期接種）を行う追加的対策が令和3年度末（2021年度末）までのおおむね3年間実施される。

＜世代別予防接種実施状況・抗体保有率＞



【出典】国立感染症研究所「年齢/年齢群別の風疹抗体保有状況」2013-2017年をもとに算出（10歳以下のみ2017年のデータで計算）

① 目標

- 令和2年（2020年）7月までに、対象世代の男性の抗体保有率を85%に引き上げる
- 令和3年度末（2021年度末）までに、対象世代の男性の抗体保有率を90%に引き上げる

② 追加的対策のポイント

- 対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1生まれの男性
- 内容 抗体検査（無料）で陰性の者に、定期接種（無料）を実施
- 期間 2019年～2021年度末の約3年間
- 実施方法 事業所健診や特定検診の機会に抗体検査を受けられるようにすることや、夜間・休日の抗体検査・予防接種の実施に向け、体制を整備（集合契約）
※追加的対策の対象者の範囲等については必要に応じて厚生労働省で見直しを検討

③ 実施方法

- 対象男性には、住所地の市町村からクーポン券が送付され、クーポン券を使用することで、事業に参加する全国の医療機関（検診機関を含む。以下同じ。）で無料の抗体検査を受けることが可能となる。

＜クーポン券送付スケジュール＞

生年月日	送付予定年度	備考
昭和47年（1972年）4月2日～ 昭和54年（1979年）4月1日	令和元年度 (2019年度)	
昭和37年（1962年）4月2日～ 昭和47年（1972年）4月1日	令和2年度 (2020年度) 以降（詳細未定）	市町村に希望すれば、令和元年度（2019年度）に発行される。

※クーポン券の送付は、システムの改修等必要な準備が整った市町村から順次実施。

熊本市は7月末送付に向けて準備中。

- 事業に参加する医療機関のとりまとめは、主として、郡市医師会・県医師会が実施。
- 事業に参加する医療機関については、厚生労働省ホームページから確認が可能。

（5月20日現在、市内の360医療機関が参加。）

④ ワクチン不足への対応

- ワクチンの不足を防止するため、厚生労働省がMRワクチンの製造販売業者へ増産の協力を依頼するとともに、製造販売業者及び販売会社に対し出荷調整（都道府県別に、過去の出荷実績をもとにした出荷量提示）を実施。
- 医療機関が卸売販売業者に発注する際の発注量の上限を提示（一度の発注で2週間分を上限とすることを原則とする。）。
- 医療機関は、ワクチン購入が滞る場合は、（市町村を通じ）県に相談し、県が調整を実施。
- 上記調整を行うため、各卸売販売業者にワクチンの在庫量報告について協力をいただいている。